2025 年 1 月 9 日

サステナビリティ基準委員会　御中

日本証券業協会

サステナビリティ基準委員会
公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対するコメント

日本証券業協会（以下「本協会」という。）は、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が 2024 年 11 月 29 日に公表した公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「本公開草案」という。）に対し、コメントを提出致します。

質問 本公開草案における再提案の内容に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案における再提案の内容に同意する。

2024 年 7 月 29 日に提出した SSBJ の公開草案の質問 4 に対する当協会のコメントでは、温対法[1]の対象企業が当該制度に基づき測定した温室効果ガス排出量の報告を選択する場合、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と異なる期間の情報が開示され、利用者にとっては情報の有用性が低下する懸念があること、また温対法の改正等について関係省庁間で議論を行うよう SSBJ としても働きかけを行って頂きたい旨のコメントを行った。短期的には温対法等の改正が難しい中、再提案の内容は ISSB 基準と整合し、利用者の上記懸念を解消するものである。

ただし、再提案に関して、以下 3 点の検討をお願いしたい。
第一に、期間調整の方法には様々な方法があることは理解するが、作成者の開示負担の軽減のため、期間調整の「合理的な方法」について例示の拡充をお願いしたい。

第二に、期間調整の有無およびその方法についての開示は不要であることを明らかにして頂きたい。

第三に、SSBJ の公開草案の質問 11 に対してコメントした通り、温室効果ガス排出量については、SSBJ 基準の開示や温対法の報告のほか、参加の義務化が見込まれる GX リーグでは開示に加えて排出量の多寡が企業財務に影響を与える可能性も想定されるところ、3 つの制度の細かな違いによる重複作業の負荷を減らすことも検討すべきと考える。ISSB 基準との整合性を確保した上で、一括した算定、報告及び公表が可能となるよう、制度間の協調に向けて SSBJ からも関係省庁に働きかけを行って頂きたいことを改めて申し上げる。

以上

[1] 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）